試用期間における雇入通知書

　　　　　　　　　　　　殿

令和　　年　　月　　日

事業所　所在地

　　　　使用者職氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

あなたを雇用する(試用期間中)にあたっての労働条件は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 試用期間 | 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日 |
| 勤務場所 |  |
| 仕事の内容 |  |
| 始業・終業時刻及び休憩時間 | 交代制等  　イ.午前　時　分から午後　時　分まで（うち休憩時間　分）  　ロ.午前　時　分から午後　時　分まで（うち休憩時間　分）  　ハ.午前　時　分から午後　時　分まで |
| 休日 | 休日は日曜、祝祭日、その他シフトによる休日 |
| 所定外労働等 | 1.所定外労働させることが（有）  2.休日労働をさせることが（有） |
| 休暇 | 年次有給休暇・・・法定どおり |
| 賃金 | 1.基本賃金  　イ.時間給  　ロ.日給  　ハ.月給（　　　　　円）  　ニ.出来高給（基本単価　　　　円　保障給　　　　円）  2.諸手当  　イ.（通勤手当　　　　　円）  3.所定外労働等に対する割増率  　イ.所定外ａ.法定超（125％）ｂ.所定超（100％）  　ロ.休日ａ.法定休日（135％）ｂ.法定外休日（100％）  　ハ.深夜（125％）  4.賃金締切日（　　　日）  5.賃金支払日（　　　日） |
| その他 | 1.会社が求める労働力に満たない場合あるいはそれに付帯するような状況になった場合は、試用期間を3ヶ月上限として延長する場合があります。  2.試用期間中に当社指定の病院（産業医）において内科等の問診を受診してもらう場合があります。また、適正診断等の分析を受けてもらう場合もあります。  3.試用期間経過後本採用となりますが、就業規則に定める服務規律等に抵触した場合、本人の業務能力、勤務態度、心身状態その他会社が求める能力等の基準に満たない場合は、本採用を取り消す場合があります。  4.なお、本採用における採否は、試用期間満了14日前までに口頭または文書で通知します。  5.本採用後の労働条件は改めて労働契約書を締結することで明示します。  6.所定勤務日は、業務の都合によりあらかじめ通知のうえ変更することがあります。  7.その他の労働条件については就業規則を適用します。 |